

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 24 日現在

機関番号：33919

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2014

課題番号：24730014

研究課題名(和文) 司法積極主義のカナダ的特質

研究課題名(英文) The Characteristics of Judicial Activism in Canada

研究代表者

河北 洋介 (Kawakita, Yosuke)

名城大学・法務研究科・准教授

研究者番号：30613286

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、多文化主義国家カナダにおいて、1982年カナダ憲法の制定により、カナダの裁判所が司法積極主義の姿勢を強めていることから、カナダにおける司法積極主義の特徴とは何であったのかを検討することにあつた。本研究から、カナダにおける司法積極主義の特徴として、(1)裁判所は、議会との対話を通じて、マイノリティの権利保護を志向していること、(2)照会制度が、政治的イシューを解決する上で重要な役割を果たしていることなどを挙げる事ができる。

研究成果の概要(英文)：In this research, I examine the characteristics of judicial activism in Canada which has adopted multiculturalism. Since the enactment of the Constitution Act, 1982, the attitude of judicial activism have been strengthened. From this research, the characteristics of judicial activism in Canada include (1) that Canadian court strives for the protection of minorities through dialogue with the legislative branch, and (2) that the reference procedure plays an important role in solving political issues.

研究分野：憲法

キーワード：カナダ憲法 司法積極主義

1. 研究開始当初の背景

カナダは国として多文化主義を採用する。また、カナダの多文化主義は、民族のような集団の多様性の局面だけではなく、個人の多様性という局面も包含するものとして理解されている。さらに、1982年カナダ憲法の制定により、人権規定が設けられた。その人権規定を含む第一章部分は憲章と呼ばれている。そして、多文化主義と憲章により、カナダの裁判所は、より司法積極主義の判決を下すようになったと考えることができる。

一方でカナダは、イギリスの植民地であったことから、議会主権の伝統を持つ国家と考えることもできる。そのような国家でありながらも、それとは一見矛盾するように思われる司法積極主義の国家になっていることも興味深い。

そのため、多文化主義と1982年カナダ憲法の制定(憲章)によって生じたカナダの司法積極主義とは如何なるものであるのかを検討する必要があると考えるに至った。

2. 研究の目的

司法積極主義であるということは、その関係で、議会にどのような影響を与えるのかということを考える必要がある。議会主権の伝統があったことを考えれば、議会と裁判所の関係を理解することは重要である。

また、司法積極主義を検討することは、民主主義と立憲主義の関係をどのように捉えれば良いのかという問題について考える一助にもなるであろう。カナダにおける民主主義像や立憲主義像を解明することそれ自体は壮大なテーマではあるが、その一端を知ることができれば、今後の研究において有益なものになる。

さらに、上記のことから、1982年カナダ憲法が制定されてから、憲章が政治・社会に与えた影響力の一端も同時に垣間見ることができ。

そのため、本研究は、上記のことを念頭に置きながら、1982年カナダ憲法の制定後にカナダに現れた司法積極主義の特徴について検討することを目的とした。

3. 研究の方法

本研究の目的を達成するために、以下のことを重点的に検討した。

(1) 研究者の見解の整理・検討

カナダ(憲法)研究者の文献から、カナダの司法積極主義研究に係るものを整理検討した。

(2) 判例の検討

カナダの司法積極主義の特徴を示す判例についての検討を行った。

(3) 統治機構に関する検討

特に、裁判所の判決について、議会がどのように受け止めているのかという動的な部分を検討した。

4. 研究成果

本研究において、得られた成果と今後の課題については以下のとおりである。

(1) カナダにおいて、人権規定を定めた憲法が制定されたのは1982年であったが、それ以前からも、個人の権利を保障するという考え方は存在していた。例えば、黙示的権利章典(Implied Bill of Rights)という考えや1960年に制定されたカナダ権利章典(Canadian Bill of Rights)によって、一定の個人の権利を保障する流れは存在していた。また、1949年には、枢密院への上訴の廃止がなされたこともあり、カナダ最高裁の役割が大きくなる。しかし、1982年カナダ憲法制定以前、人権保障への裁判所のアプローチは議会の優位(supremacy of Parliament)という原則に強く影響されていたといわれるように、議会主権の伝統は依然として強いものであった。

1982年カナダ憲法が制定されてから、司法積極主義の流れが醸成されていくことになるという見方は憲章革命(Charter Revolution)という言葉にもあらわれており、そのことは1982年カナダ憲法の憲章規定の導入がカナダに与えたインパクトの大きさを物語っている。

(2) しかし、常に、司法積極主義で問題になるのは、議会という民主的機関による決定を裁判所という一見非民主的と思われる機関によって覆すことの正統性である。そのため、司法積極主義批判の文脈で、民主主義による支配ではなく、司法による支配であることがいわれることがある。

この点、経済的自由や労働に関する問題などについて、司法審査権行使に一定の制限を設けることでカナダ最高裁は「裁判所による統治」という批判を回避してきたといえるのではないかと指摘がある(松井茂記『カナダの憲法』(岩波書店、2012)166-167頁)。そのように考えれば、議会との関係で裁判所はうまくバランスをとっているともみることができる。

(3) また、この議会と裁判所の関係を考えるうえで、「対話理論」は、重要な役割を果たしている。Peter W. Hogg等によって提唱された、憲章の下での違憲審査が裁判所と立法府の間における人権に対する対話であるとする考えは、カナダ最高裁の判決においても言及されている(カナダの対話理論について、佐々木雅寿『対話的違憲審査の理論』(三省堂、2013)序章参照)。

さらに、Vriend v. Alberta, [1998] 1 S. C. R. 493(以下、Vriend判決)において、カナダ最高裁が対話理論に言及しながら、民主主義の概念についても論じられていることは興味深い。Vriend判決でカナダ最高裁は、「民主主義の概念は、マジョリティの規範以上を意味する。……民主主義は、立法者がした決定によって影響を及ぼされるだろう全てのマジョリティとマイノリティの諸利益

を立法者たちが考慮することを必要とする。マイノリティの諸利益が考慮を否定されている場合、特にその集団が歴史的に偏見と差別の的であった場合、司法の介入は不当に行っている民主的プロセスを是正するために保障される」と述べた。このことを考えると、対話理論によって裁判所による違憲審査に民主的正統性がないという批判に対して一応の応答をしながら、同時に民主主義の概念において「マイノリティ」の保護という視点からも考慮することを提示することは、カナダの司法積極主義の一つの特徴といえよう。これは、多文化主義を念頭に置いた解釈を求められるカナダにおいては、実践的に重要な意義があると考えられる。

(4)本研究では、民主主義を支える基盤として重要な権利である選挙権に現れるカナダの司法積極主義についての検討も行った。その際に、選挙権制約の局面を「直接的制約」と「間接的制約」に分けて検討することにした。

「間接的制約」の問題としては、例えば、日本において投票価値の平等という形で争点になる一票の較差について、カナダ最高裁は一人一票の原則を採用しなかったものの、憲章3条で保障される選挙権の目的を「投票する力それ自体の平等ではなく、『効果的な代表』への権利」と捉え、「効果的な代表」という枠組みから「地理、コミュニティの歴史、コミュニティの利益、そしてマイノリティの代表のような諸要素」を議会は「私たちの社会的モザイクの多様性を効果的に代表することを保障する」ために考慮に入れる必要があるとし、本件較差を合憲とした(Reference re Prov. Electoral Boundaries (Sask.), [1991] 2 S. C. R. 158)。また、選挙における小政党への規制が問題になった事案で、カナダ最高裁は、上記の一票の較差に関する判例と同じ「効果的な代表」という枠組みを用いながらも、「政党は選挙プロセスにおいて個々の市民の意味ある参加のための一つ的手段だけではなく媒体としての役割を果たす」として、本件規制を違憲であるとした(Figueroa v. Canada (Attorney General), [2003] 1 S. C. R. 912)。上記(3)で指摘した「マイノリティの利益が考慮されていない場合に、司法の介入は不当に行っている民主的プロセスを是正するために保障される」という Vriend 判決で述べられた考え方は、ここにも現れているように思われる。

「直接的制約」の問題として、カナダでは、受刑者の選挙権制限についての2つの違憲判決がある(Sauvé v. Canada (Attorney General), [1993] 2 S. C. R. 438 および Sauvé v. Canada (Chief Electoral Officer), [2002] 3 S. C. R. 519)。これらによってカナダでは、現在、受刑者にも選挙権が認められている。憲章上の権利の制約が正当化されるかを判断する際に吟味される条項である憲章1条は「自由で民主的な社会において明

確に正当化することができる」合理的制約を許容しているが、両判決ともに憲章1条に反し違憲であると判断していることは、カナダの民主主義観を考えるうえで興味深い。また、上記のように、1993年の違憲判断の後に、2002年にも違憲判断がなされたということを見ると、裁判所と議会の対話の具体的な実践例ともいえ、その点でも意義深い。

日本でも、受刑者に対する選挙権制限についての合憲性が争われた大阪高裁平成25年9月27日判決(判例時報2234号29頁)が出されており、上記の2判例はこの点でも参考になる。

(5)カナダには、照会制度という勧告的意見を裁判所に求めることができる制度がある。この制度において、近年最も話題になったのが、同性婚を法制化する市民婚姻法案に関する照会(Reference re Same-Sex Marriage, [2004] 3 S. C. R. 698(以下、Same-Sex Marriage 照会))であろう。ここで指摘すべきは、カナダにおいて照会制度があることは、司法積極主義の一翼を担っているということである。憲法問題を解決するために、政府が裁判所に勧告的意見を求めることができることで、政治的イシューについて、迅速な解決をはかることにも貢献しているといえる。

また、Same-Sex Marriage 照会は、カナダ最高裁への照会により立法についての議会の討議を延ばすための弁解を政府に与えたという側面がある。これにより、政府は裁判所に勧告的意見を求めることで、政治的論争になるイシューを先延ばししながら、問題解決のための土壌を作り出すことにも成功したといえる。

このように、照会制度そのものが、憲章政治の実現において、大きな役割を果たしているといえることができる。

なお、Same-Sex Marriage 照会で、同性婚を承認するだけでなく、カナダ最高裁は、憲章における信教の自由の保障が、宗教者に、自らの宗教的信念に反して同性同士の婚姻を執り行うことを国家によって強いられることに対して保護を与えるという意見を述べた。信教の自由との関係については、今後さらに検討を要するが、カナダ最高裁のこの意見は、本研究との関係でも、重要であろう。そのほかにも、Same-Sex Marriage 照会は、連邦議会の専属的権限事項と州立法府の専属的権限事項の問題など、興味深い論点について意見を述べている。

(6)以上のことから、カナダでは、憲章の制定によって、議会主権の伝統は弱まっているが、裁判所は議会との関係を意識しながら、司法積極主義を実現しているという見方ができる。Vriend 判決において、カナダ最高裁は、対話理論を述べる際に、統治諸部門の「相互の尊重」についても言及していた。その上で、Vriend 判決は「各部門の責任と各部門の間の対話は、民主的プロセスを促進する効果

を持っており、それを否定するものではない」とした。相互の尊重を通じて、相互作用としての対話が行われるのである。

また、同時に、特に憲章の制定以後、「マイノリティ」の保護など多文化主義国家としての形を守るために、司法積極主義を行っているカナダの姿が垣間見える。ケベックの分離独立が問題になった Reference re Secession of Quebec, [1998] 2 S. C. R. 217 において、カナダ最高裁は、連邦主義、民主主義、立憲主義と法の支配、マイノリティの保護が憲法の基本原則であるとしたが、ここでマイノリティの保護が憲法の基本原則として確認されている意義は小さくはない。カナダに現れた司法積極主義を考えるうえで、マイノリティの保護という原則は、憲章解釈において重要な意義を有しているといえよう。

さらに、照会制度は、カナダの司法積極主義を特徴づけるうえで、大きな役割を果たしている。そして、この制度は、政治的イシューと思われる問題について、迅速な解決をはかるためにも、問題解決の土壌を作り出すうえでも、有益であると考えられる。

(7) 本研究によって達成した成果を考慮して、今後さらに課題として考えなければならないことは多い。例えば、憲章 33 条の適用除外規定の問題、カナダの憲法解釈論の問題、裁判所の救済方法に関する問題などは、司法積極主義を考えるうえで、重要な検討課題であろう。また、憲章政治についても課題として挙げておきたい。

他にも、多くの課題を残している。今後も本研究の成果を基に、研究を進めていきたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計2件)

河北洋介「カナダにおける同性婚の承認(1)」『名城ロースクール・レビュー』第32号(2015年)1-14頁(査読無)

河北洋介「カナダにおける司法積極主義の一面——民主的権利を素材にして——」『法学』第77巻6号(2014年)23-45頁(査読無)

[その他]

(研究会報告)

河北洋介「最大判平成24年10月17日」公法判例研究会2013年1月、東北大学(宮城県・仙台市)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

河北 洋介 (KAWAKITA YOSUKE)

名城大学・大学院法務研究科・准教授

研究者番号：30613286